湖南市防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン

**１．ガイドライン策定の目的**

　湖南市では、湖南市生活安全条例（平成16年湖南市条例第25条）および湖南市防犯カメラ設置及び運用に関する要綱（平成25年湖南市告示第188号）に基づき、施設等における防犯性の向上による安全・安心なまちづくりを推進しています。

防犯カメラは、犯罪の予防効果があるだけでなく、犯罪発生時の捜査にも役立ちますが、使い方次第ではプライバシーを侵害するなどの危険があることから、設置に当たっては、その有効性を活かしつつ、プライバシーの保護に十分配慮した適切な管理運用を行うことが必要です。

　そこで、防犯カメラを設置される区、自治会等（以下「区等」という。）の皆様に、防犯カメラの管理運用の参考としていただくため、本ガイドラインを策定しました。

**２．定義**

　このガイドラインにおいて、以下の用語の定義は、次に記載する内容のとおりとします。

（１）防犯カメラ

　　　犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影する映像撮影装置で、本体またはそれに付属する機器に録画機能を有するものをいいます。

（２）記録データ

　　　防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人または特定のものを識別できるものをいいます。

**３．防犯カメラの設置について**

（１）地域における同意

　　　・区等は、防犯カメラの設置については総会等により、必ず地域の総意で決定してください。

・撮影の範囲となる撮影対象区域の住民の方から、事前に同意を得てください。

（２）設置場所・台数等

　　ア　設置場所

　　　　・民有地を原則とし、土地所有者等の許可を得て設置してください。

・止むを得ず公共施設に設置を計画する場合は防犯カメラ設置協議書（様式第１号）を添えてその公共施設の管理者と協議をしてください。

・プライバシーに配慮し、住宅内部などの私的空間が映らないよう措置を講じ、撮影範囲を必要最小限にしてください。

・道路上に設置する場合、歩車道の区分のある道路では歩道上とし、歩車道の区分のない道路では自動車等の通行の妨げにならないように設置してください。

・カメラ本体が落下しないよう、堅牢な方法で取付を行ってください。

　　イ　設置台数

　　　　設置台数は、犯罪を予防し、住民の安全・安心を確保する目的を達成すると共に、不必要な個人の撮影を防ぐため、必要最小限の台数にしてください。

　　ウ　防犯カメラ設置の表示

　　　　・犯罪を予防する効果を高めるため、防犯カメラを設置していることを看板等で表示し、その存在を明らかにしてください。

・防犯カメラの管理者が分かるように看板等には区名等や連絡先を記載してください。

**４．防犯カメラの運用について**

（１）管理責任者の指定

　　ア　防犯カメラは、運用を誤れば、プライバシーの侵害を引き起こします。適切な管理運用を図るため、必ず管理責任者を定めてください。

　　イ　管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止およびその他の安全管理のために必要な措置を講じてください。

（２）管理運営規程の策定

　　　管理責任者によって適切な管理を行うため、防犯カメラの運用に関する取り決めを明らかにした管理運営規程を定め、その内容について区等で同意を得た上で、内容を住民の方に周知してください。

　　　策定に当たっては、別添の「防犯カメラ管理運営規程（例）」を参考にしてください。

（３）記録データの取扱いについて

　　ア　記録データの取扱い

　　　　　・防犯カメラおよび関連機器の操作、記録データの取扱い等については、管理責任者以外の者による取扱いは禁止してください。

・管理責任者以外の者が取扱う場合は、取扱担当者を指定し、定められた人物以外は取扱わないようにしてください。

・取扱担当者を指定した場合は、管理運営規程に取扱担当者名を記載し、管理責任者の許可なく機器の操作および記録データを取扱うことができないよう、必要な措置を講じてください。

　　イ　記録データの保存期間

　　　　　記録データの漏えい、滅失、き損または流出防止および改ざんの防止等その他画像の適正な管理を徹底するために、保存期間は15日程度としてください。

　　ウ　記録データの厳重な保管

　　　　　・記録データを保存するための記録媒体（ＣＤ、ＤＶＤ、メモリーカード、外付けハードディスク等）については、管理責任者および取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、あらかじめ定めた防護された場所で厳重に保管し、外部への持出しができないようにしてください。

・インターネットの回線等により記録データの送受信を行う場合は、適切にＩＤやパスワードを管理し、記録データの流出がないようにしてください。

　　エ　記録データの処分

　　　　　個人情報の漏えいを防ぐため、必要がなくなった記録媒体は、粉砕するなど再生不可能な状態にして直ちに処分してください。

（４）秘密の保持

　　　　記録データを取扱った者は、そこから知り得た情報を絶対に他人に漏らしてはなりません。

また、その職を退いた後も同様です。

（５）記録データの利用制限

　　　　・防犯カメラの記録データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合以外は、利用または提供を行わないでください。

　　　ア　法令に基づき、捜査機関または裁判所から照会があった場合

　　　イ　個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ない場合

　　　　ウ　画像から識別される本人の同意がある場合または本人の請求に基づき本人に提供する場合

　　　　・記録データの提供を行った場合は、「提供日時」「提供先」「提供した記録データの内容」「提供理由」等を記録し、適正に運用してください。

（６）苦情処理

　　　　防犯カメラの設置等に関する苦情については、あらかじめ苦情対応マニュアルを作成する等して、管理責任者等によって誠実かつ迅速に対応してください。

このガイドラインは、犯罪を予防するという防犯カメラの有効性とプライバシーの保護の調和を図るため、防犯カメラの適切な設置・運用に配慮しなければならない最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラの設置にあたっては、プライバシー等の人権に十分配慮しつつ、このガイドラインを参考にしながら、それぞれの利用目的や利用形態に沿った適切な設置・運用に努めてください。

様式第1号

防犯カメラ設置協議書

　　年　　　月　　　日

湖南市長　あて

申請者

区・自治会名

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

　次の防犯カメラ設置について市施設に設置をしたいので協議をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　設置場所（公共施設名） |  |
| ２　設置台数 |  |
| ３　設置予定日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| ４　防犯カメラの概要 | （１）メーカー |  |
| （２）型式 |  |
| ５　設置の理由 |  |
| ６　総会等の実施 | □実施済　　　　　　　□未実施（　　年　　月予定）※防犯カメラの設置に関する住民の総意を得る協議実施の有無 |
| 7　連絡先 | 住所 |
| 氏名電話番号 |
| 〈添付資料〉 | （１）防犯カメラの設置場所位置図（２）設置したい箇所が分かる写真（設置イメージ等） |

○○○区防犯カメラ等管理運営規程（例）

１　目的

　　この規程は、犯罪を予防し、安全で安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的として、○○○区が設置する防犯カメラについて、個人情報の保護に努める等、適正な管理および運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

２　定義

　　この規程において、以下の用語の意義は、次に記載する内容のとおりとする。

　（１）防犯カメラ

　　　犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置され、公共の場所を撮影する映像装置で、本体またはそれに付属する機器に録画機能を有するものをいう。

　（２）記録データ

　　　防犯カメラにより撮影し、録画・記録されたもので、特定の個人を識別できるものをいう。

３　防犯カメラの概要

　　　○○○区が設置する防犯カメラの機能、設置箇所、録画装置等は、別表１のとおりとする。また、防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者○○○区」を記載した看板を設置するものとする。

４　管理責任者

　（１）防犯カメラの適正な管理を図るため、別表２のとおり防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

　（２）管理責任者は、記録データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止およびその他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

５　記録データの管理

　　管理責任者は、記録データについて、次に定めるところにより管理するものとする。

　（１）管理責任者以外の者による防犯カメラの操作および記録データの取扱いを禁止する。ただし、管理責任者が必要であると判断する場合には、それらを行う取扱担当者を指定することができる。その場合、取扱責任者は別表２のとおりとする。

　（２）記録データを取扱う者は、そこから知り得た情報を決して他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

　（３）記録データの不必要な複写や加工、保管場所からの持出しは行わない。

　（４）記録データは必ず施錠した場所に保管し、盗難および散逸の防止に努める。

　（５）インターネットの回線等により記録データの送受信を行う場合は、初期設定のＩＤやパスワードを変更したうえで新たに設定し、その後も定期的に変更するなどして、記録データの流出を防止する。

　（６）記録データの保存期間は、原則として○○日以内とする。保管期間を経過した後は上書きする等、速やかに記録データを消去し、復元不可能にする。

　（７）記録データを廃棄する場合は、記録媒体の粉砕等の処理を確実に行う等、個人情報の流出を防ぐ措置を講じる。

６　記録データの利用制限

　（１）管理責任者は、次のいずれかに該当する場合を除き、記録データの利用または提供を行ってはならない。

　　　ア　法令に基づき、捜査機関または裁判所から照会があった場合

　　　イ　個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

　（２）記録データを利用または提供した場合、別表３の記録簿に記録するものとする。

７　苦情等の処理

　　管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情や問合せを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、適切な措置を講じなければならない。

８　その他

　　防犯カメラの管理および運用に関するその他必要な事項は、○○○区の総会等において、決定するものとする。

附　則

　この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。

＜別表１＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 設置場所（所在地） | 設置場所の所有者 | 台数 | 機種等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

＜別表２＞

|  |  |
| --- | --- |
| 管理責任者 | 取扱担当者 |
|  |  |

＜別表３＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | １．利用　／　２．提供 |
| 利用または提供する日時 | 　　年　　月　　日　（　） |
| 利用または提供するデータ | カメラ番号（複数の場合は全て記載する） |  |
| 記録日時 | ① | 　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| ② | 　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| ③ | 　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| ④ | 　　年　　月　　日（　）　　時　　分から　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで |
| その他特記事項 |  |
| 利用者または提供先 | 機関・所属名 |  |
| 職・氏名 |  |
| 連絡先 | 電話：　　　　（　　　） |
| 理由 | １　法令に基づき、捜査機関または裁判所から照会があった場合２　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合３　画像から識別される本人の同意がある場合または本人の請求に基づき本人に提供する場合 |
| 備考 |  |
| 記録簿への記入者（氏名） |  |